

令和6年度第1回福島県権利擁護推進会議 議事録

令和6年11月21日(木) 14:00～16:00

場所：ふくしま中町会館5階東会議室

## 1 議題1 成年後見制度利用促進に関する福島県の現状

(事務局 高齢福祉課 郡司)

資料1-1～1-2により説明。

(社会福祉士会 谷川委員)

資料4ページ、福島県の市町村長申立件数の推移について、認識を整理したい。市町村長が申立てた件数は増加傾向にあるという評価をしているが、市町村長申立ては令和2年をピークにして徐々に減少しており、総数を見るとこれは徐々に伸びてきている。その結果として、全申立てにおける市町村長申立ての割合が減ってきている。

これは、令和2年頃から市町村において徐々に中核機関が整備されることによって、中核機関を中心としたケース会議で検討がなされ、困難ケースは全部市町村が対応するという状況から少しずつ変化が起きている。結果として、この体制整備が市町村に対する申立ての負担を軽減するという方向に機能しているという評価をしていただく必要があるのではないかと思います、発言させていただいた。

## 2 議題2 成年後見制度利用促進に関する担い手育成に向けた方針の策定

(事務局 高齢福祉課 郡司)

資料2、資料3-1～3-2により説明。

(医師会 原委員)

事務局から成年後見制度に係る県内の現状等について説明があったが、今後の成年後見制度の担い手養成に向けた研修方法や、養成方法に限らず、専門職以外の一般の方、法人等が成年後見を受任するに当たっての課題なども含め、委員の皆様から御意見をいただきたい。

(弁護士会 槇委員)

守秘義務の観点。士業は一定の規範があり様々な義務を課されており、不祥事を起こせば資格を喪失する。一般の方がお金を預かるわけなので、そこの不祥事が起きないように、どのような形で担保していくかが課題に感じる。今後養成研修をすれば、守秘義務について伝えていく必要がある。

また、実際の活動に当たり、親族後見人の場合だと後見制度支援預金など、手元に置いてあるお金を少なめにした上で、残りは信託したり、ある程度ロックがかかった形で預金するというやり方があるため、そのようなことも適用していくようなことも考えられるかと思う。

(社会福祉士会 松本委員)

1点目は、制度を利用される方は、判断能力が落ちてる方だったりとか、また、自立的な生活ができないという、そういった方に関わることになるが、そういう状況であっても、まだ本人ができること、判断できることがあると思うので、その残存機能の把握というものを踏まえた上での支援が必要。

2点目は、権利擁護の視点、この制度は本人の権利をしっかりと守っていくということが1番大事なこと。よかれと思って本人の意思を無視して、援助者の主観的なもので動いてしまうと、本人の気持ちがおろそかになってしまう。後見人としては本人意思決定をしっかりと支援していった上での活動というのが必要かと思う。利用者本位で支援していただけるように、そういった養成の仕方が重要。

(司法書士会 益子委員)

専門職以外の後見人を養成するに当たっての研修内容ということだが、就任したときにまずどうすべきか、最後の最後でどうすべきかという基本的な流れは、マニュアル化したような形でお渡しするなど、そういった教材を使って、どんな方でも成年後見の支援としてひと通り対応できるような研修の仕方が基本だと思う。

また、一般の方だと処理できないような、紛争や相続が発生して複雑で手に負えないなどそういったときの対応は、専門職に相談するなど、緊急の場合の相談窓口、バックアップシステムが大事。

(社会福祉士会 谷川委員)

3名の委員の皆様のご意見は、後見業務の質を担保するために、どういう研修を行えばいいのかということと、あと研修で養成をした後の活躍支援、要するにバックアップ体制をどうしていくのかということが大きなポイントになってくると思われる。

そういった意味も含め、県の方針としては、バックアップができる体制を市町村と市町村社協の連携のもとに、市民後見人の養成をし、そしてバックアップ体制を充実させた上で、法人後見の支援や日常生活自立支援事業の支援員の経験をしていく中で、ひとり立ちできるようにサポートしていくという大きな青写真を描いていると思われる。

県内には、これまで市民後見人養成に取り組んでいるNPO法人もあるが、そのバックアップ体制と全く関係のないところで、いわゆる研修だけを実施されているところもあると伺っている。これから目指すべきはやはりバックアップ体制も含めた上での市民後見人養成のため、ただ研修会だけやって終わりというような、勉強の場の持ち方というのはこれからやはり謹んでいくという、バックアップ体制等を含めた形での市民後見人養成研修というのを企画方針として位置づけることが必要だと考えている。

国も市民後見人養成の研修カリキュラムに関しては非常に考えており、今年、市民後見人養成研修の新しいテキストが出されている。その内容はいわゆる意思決定支援がかなりしっかりと書き込まれていますし、今求められている市民後見人の像としてどういう知識が必要かということは盛り込まれているかと思う。

私も後見業務をさせていただいている。やはり責任の重たい仕事であり、誰でも気軽にできると言ってはならない仕事だと思っているが、市民後見人が養成された後、この市民後見人としての活動につくこと

に躊躇があるというような話も聞いている。これは福島だけの話ではなく、そこにはやはり大変な仕事、難しいんだといったような、非常に重圧感ばかりがかり、それでなかなか手が挙がらないといったような課題があるというふうに、他の都道府県の実施に関しても伺っているところ。

そのため、充実した研修とともに、重圧感・責任感を感じていただきながらも、バックアップがこれだけできるんだというところを両方合わせながらやっていかないと、なかなか実働できる市民後見人の養成にはならないのではないかと感じている。

(行政書士会 川島委員)

市民後見人養成研修を受けられた、これから活躍するという準備ができた方々に、一度研修を受けたからいいということではなく、継続性や能力担保も必要だと思うので、そのための研修の継続的实施ということも考えるべきだろうと思う。

それから、市民後見の方がカバーできること、それから専門職がカバーできること、その辺についても、ある程度、ここまでは市民後見人の皆さんで十分できるでしょうけど、ここからはなかなか大変だから、連携をとってやったほうがいいよというような、ある程度の見極めがつくようなことについても、知っておいていただく必要があるのではないのかなと思う。

(福島県看護協会 阿部委員)

私は精神科病院で働いており、こういった後見人の需要が多くなってるし、現場で困っているという現状は日々感じているが、病院で勤務する人は後見人さんの負担感などをあまり考慮していない面がある。医療側も後見人のいろんな制度だったり現状を知らないといけないなというのは、毎回会議に参加するたびに思うところ。

一方で、実際勤務している中で様々な後見人がおり、職員を怒るではないが、強い態度で接する後見人もいらっしゃる。様々な方が市民後見人になるとなるときに、関係者とともに利用者を支援する、お互い一緒にやろうよということを養成研修で教えてもらえればいいと思う。

(福島県老人福祉施設協議会 櫻井委員)

委員が変わり、今回初めて参加となった。まだまだ成年後見に対する知識もないが、老人福祉施設協議会に所属する団体は社会福祉法人が多い。法人後見の実施可能団体として、これから後見実施団体としての養成というところについて協力をしていきたいし、社会福祉法人の地域貢献の一つとして、後見を受けることも必要だと考えている。

(福島県介護支援専門員協会 逸持治委員)

おそらく介護支援専門員自身、後見人・保佐人・補助人が何をする人か、市民後見人か専門職か区別をつけることが難しいと思われる。これまでも意見が出たが、バックアップ体制、その人の権利を守っていくことを以下に担保していくかが大事になると思う。

居宅介護支援事業所のケアマネとして、後見人と接することもある。状況を見ていると良かれと思って

やることがおせっかいにならないといいと感じる。利用者ではなく後見人側の都合でそういう判断されると困る。養成研修を受講して終わりではなく、定期的に研修・フォローアップを義務づけるではないが、していかないと質の担保は難しい。

(福島家庭裁判所 磯上次席書記官)

後見業務の責任の重さからすると誰でもできると気軽にいうことははばかれる。後見業務を実際に実施していくとなると現実的に大変。他人の財産を管理、目の前にお金があるところから、飛び込んではいけないうちに飛び込んでしまい、不幸な事件になってしまうということも。裁判所としては法的措置を取らざるをえないという厳しい現実も。バックアップ体制はきちりしていただいたほうが、受任いただいた後見人のためにもなると思う。

(福島県消費生活課 國分委員)

資料25ページ、上の表の福島県における市民後見人養成研修の実施状況について、例えばその養成者数117人に対して、実際に後見人として登録している人数が22人ということか。

実際に活動に結びついていない方は、先ほど他の委員から意見があったような、後見業務の責任等から、研修を受けたけど登録はどうかと迷っている、躊躇してる人ということか。

→ (事務局 高齢福祉課 郡司)

現状について捉えきれていない部分があるが、家庭裁判所から、実際の市民後見人選任に当たり情報提供できることなどはあるか。

→ (家庭裁判所 磯上次席書記官)

裁判所で継続する事件について、どのような方を後見人として選任するかについては、事案だったり本人の権利事情等を踏まえて検討している。利用者が紛争を抱えていたり法的な対応が必要な場合、養成研修を受講されたとはいえ、一般の方に後見業務を任せるのはなかなか難しい。

→ (消費生活課 國分課長)

せっかく養成研修を受講したのに後見人になれないのはどういう理由があるかなど。恐らく志があつてこの研修を受講した方が大多数なのだろうと思うと、責任が重いからなれないというのは分かるし、簡単にできる話ではないのだろうと思うが、せっかく知識を得ているので、研修を受けた人が登録になるまでの間、何か活動できるような制度などがあれば、ハードルが下がるというか、何か私でもできるなというところがあると、この研修を受講する人が増えたりするのではと感じた。

→ (医師会 原委員)

まさにそのとおりだと思う。せっかく研修を受けたら、その知識を得られて、認識を持っていただいたわけなので、ぜひその知識を生かしていただける機会を設け、本来の後見業務に繋いでいく、こちらについて、事務局からもう一度補足で説明をお願いしたい。

→ (事務局 高齢福祉課 郡司)

資料20ページの上の赤ふきだし部分、市民後見人養成研修修了後、法人後見を受任している団体でその支援員として活動をするといった想定をしている。委員からご意見いただいたとおり、こういった活動

の場を作った上で、知識ですとか経験を深めていただいて、市民後見人としての活動につなげていくというところを今後の狙いとしている。

→ (福島県社会福祉士会 谷川委員)

補足として、例えば、法人後見を実施している市町村社協の中で、市民後見人養成をしている自治体は福島市といわき市のみ。南相馬市と金山町は、市民後見人養成研修を実施しているが、社協のいわゆる日常生活自立支援事業の支援員という形で従事しているかもしれないが、法人後見の支援員という形では、活動できる場が保障されていない。

先ほども申し上げたように、市民後見人養成研修を実施するための補助金だけもらって研修だけをやっているという法人が、現在、実質的にあるので、そのあとどこで後見業務ができるかという目途がないまま、勉強していくうちに、そんなに大変だったんだ、やっぱり勇気がないという方は結構な割合でいらっしゃる。

また、既に市民後見人養成を実施しておられる社協に伺うと、やはり後見人として活動していただいてもいいかどうかという事前のスクリーニングをしている。

そういったかなりハードルを上げて、市民後見人を養成としているという点、それから1か所だけだが、市民後見人を受任しても報酬を与えられるという仕組みに自治体がしていないことによって、市民後見人としての仕事は何の報酬もないのであればということ、手が挙がらないという話も聞いたことがある。

そのため、やはりバックアップをしていく体制を早くつくっていくということと背中合わせで養成研修をやっていないと、なかなか市民後見人の活躍の場というのも広がっていかないのではないかと感じている。

(福島県警察本部 山田主任)

警察としては、後見人と会う機会がほとんどなく、虐待や認知症の方を保護した際にお越しいただくことがあるが、全てを知ってる人が来てくれているのかなと思っていろいろお話ししてしまうがそうではないんだと勉強になった。各所で共有し、対応していきたい。

(三春町 影山委員)

自治体として住民の方たちと接している機会が非常に多いが、市民後見人に関する業務は重い。様々な事業のサポーターを住民の皆さんご対応いただいている中で、健康づくりなど、自分も楽しいよというような形でのサポーターはいらっしゃる。

比較として適切かどうかだが、認知症の方のサポートということで「チームオレンジ」という取組があるが、認知症サポーターの養成講座を開くと、いままでに1,405名ほど受講されて、その中で、ステップアップの講習を受けて、実際に現場で活躍してくれる人という、現在11名。活躍してくれている方の名簿を確認すると、民生委員など複数の役割を1人でやっていたらいい方で、そういった意識が高い方、逆にそういったことでまたお願いして疲弊してしまうのではないかと心配するぐらい。

その中でフォローアップの話があったが、話を聞いて、里親についても同じような話が。現在、里親になった後のフォローを児童相談所が担っているが、それが今までなくて、里親が増えてきてない。確かに

そういった取組っていうのも必要なのかなと、一緒にやらないと進まないとそのとおりだなと実感をしているところ。

また、小さい自治体においては、市町村長申立てをする、養成をするということについてはいろいろ考えているが、1人で何役も職員が抱えているという事情の中で、この担い手育成を対応していくということについては、非常に難しいというか、大変だというふうに考えている。

(田村基幹相談支援センター 松本委員)

成年後見制度利用促進に係る担い手育成といったところに関しては、基幹相談支援センターとしては、県内の福島市の市民後見人養成講座に、講義の1コマといった形で関わらせていただいている。障がいのある方への理解といったところを市民後見人に伝えていくといった役割はもちろん基幹相談支援センターにおける人材育成という役割として、今後、担わせていただきたい。

併せて、専門職の方からお話があったように、やはり権利擁護支援といったところの認識を、一般の市民の方にどこまで根づかせていくことができるのかといったところにおいては、小さい自治体に関しては、その自治体のカリキュラム体制の構築といったところがやはり難しい。県の後押しや、これまで中核機関の立ち上げに関しては、県から専門職を派遣して支援しているといったところを含めて、県として広めていただけたらありがたいという意見は、基幹相談支援センターとして寄せられている。ぜひ養成研修、こういった法人後見事業といったところを地域に根づかせていく部分に関してもそういった事業の拡大といったところを是非、検討していただきたい。

(手をつなぐ親の会 七宮委員)

成年後見制度には様々な問題があるということがこれまで何度も指摘されており、ようやく厚労省のほうも制度改正に向けて検討している。課題が多い一方で、権利侵害を受けてる人には必要な制度でもある。成年後見制度の法改正には、少なくとも議論の開始から三年かかるとされ、それまでは現行運用を検討していくことになることから、現行の法制度でも、いま困ってる人たちは色々な形で相談しながらやってくださいよというような形で、親の会として運動している。

様々な書籍において、後見事務を実際に利用した方の体験談などが掲載されており、現在の成年後見制度の問題点が示されている。使い勝手がいい制度になるよう、親の会としては、県大会、ブロック大会、全国大会で成年後見制度をどうすべきかという議論を行い、ようやく、今国が動いてくれるようになった。

先ほどから皆様、お忙しい中、よりよい制度となるよう考えていただいております、感謝申し上げます。

(認知症の人と家族の会 長谷川委員)

私も成年後見制度を使わせていただくほうの立場であり、このようにバックアップ体制をとりながら市民後見人の方を支援していただくシステムはとても素晴らしいと思うが、制度を利用する立場として、成年後見について知らない家族が多いということを感じている。

成年後見制度のイメージが、裁判所から指名される、1回決まったら変えられない、日頃からの意思疎通がない親族は後見人になれない、制度利用に当たっては毎月5万以上費用を要するなど。

今回の会議資料を確認すると、「交代」という文字があった。成年後見人をつけて、駄目ならまた交代できるのではないかという希望があれば、利用する入り口が増えるのかと感じた。

立派な研修をして後見人を養成するが、実際に利用する者がしっかりとした成年後見の制度を知らないことには活用できない。後見人育成と一緒に皆さんに知っていただくような構想も考えていけたらと思う。

(在宅介護支援センター協議会 菅野委員)

やはり成年後見制度自体が、使ってる言葉も難しく、一般の人が、敬遠しがちなのではないと思う。例えば包括の職員としてこの制度のことを説明するときに、難しくて分からない、何を話してるか分からないと相談者から言われることがほとんど。きちんと分かりやすく伝える方法というものを包括の職員はじめ、後見人になった方たちも、相手のわかるような言葉で伝えるということをやっていると、やはり難しい言葉のほうが多いのではないかと感じている。

介護をする専門職の人たちは、言葉を考える、相手に伝わる言葉をきちんと考えてやっていかないと、相手が分からないまま進んでしまったりすることがある。通常の後見人の業務としてもそうだが、養成していく人たちも、そういうことをわかってもらいたいと思う。

(福島県社会福祉協議会 渡辺委員)

市民後見人の養成について、南相馬市社協で成年後見市民後見人の養成をしている。私も最終日に毎年、社会福祉協議会のあんしんサポート事業の話をするために伺っているが、やはり最終日なので、当初やっぱり15人とか20人いた参加者が、長時間に渡る研修なので、最終日はもう数人というような形になったりもしている。

その中でも、参加者に受講理由を確認すると、実際に市民後見人になるためにというより、家族のために勉強したいといった方が半数以上いらっしゃる。そのような中で受講いただいて、南相馬市はそこから市民後見人というより、それ以外での活躍ということであんしんサポート事業の生活支援員に登録をしていただくというような取組をしている。

例えば10人ぐらいいると、生活支援になっていただける方はせいぜい2、3人ほど。実際にその生活支援員の活動をし、活躍をしていただくということになると、やはり先ほどからのフォローアップとかバックアップとあるように、必ず社協の職員と一緒に行って何度も同行などしながらようやく生活支援員として活躍いただくということになっている。

生活支援員は金銭の受渡しや、あるいは簡単な相談と見守りを行うが、それでもやはりなかなか難しい。そういったところが、市民後見人となった場合に、非常にハードルが高いところもあるのかなということでも毎年お話を伺っている。

(福島県社会福祉士会 松本委員)

今まで意見を聞きながら、フォローアップやバックアップというのは、結局どこが担うのかと考えた。行政側のほうで責任を持ってやっていただくのがいいのか、それとも私たちのような専門職が担った方が

いいのか、社協等の団体が中心になってやったほうがいいのか。

ただ単に研修だけ実施すればいいという問題ではなく、もっと中身の充実化ということ踏まえた意味でのバックアップ体制をつくっていくことも課題なのかなということをお聞きしていた。

(司法書士会 益子委員)

市民後見人の養成者として117名ということだが、この方たちが家裁で推薦される道筋というのは、どのようになっているか確認したい。例えば司法書士や弁護士の場合は、研修を受けた会員の名簿を作成し裁判所に提出して、その中から裁判所はこの方であれば後見人としての仕事をしてもらえることが期待できるとのことで推薦する。

このような名簿のシステム、例えば、研修を受講した人がいればその名簿更新するとか、そのようなシステムがないと、裁判所が市民後見人を選任することはないと思うが。

→ (事務局 高齢福祉課 郡司)

現状として県で市民後見の養成研修を実施していないので、県としての名簿管理というのは現状できていない。各市町村において、市民後見人の養成研修を実施しているが、各市町村の名簿管理をどうしているかというところにつきましては、県として把握できていない部分がある。今後取組を進めていくに当たり、検討していきたい。

→ (司法書士会 益子委員)

最近、東北ブロックの司法書士の後見を受任している団体の集まりがあり、やはり法人後見を養成する方が先なのだろうと、そういう意味では福島県の取組方針は実直ではないかと思う。

山形市が法人後見の活発な自治体として話題に上がるが、山形市は50件ほど法人後見を実施していると聞いている。50件ほど法人後見でやっているが、これ以上ちょっと受任が難しい状況になっており、それを山形市内の市民後見人7名で、できればその市民後見人リレー方式で繋ぎたいという希望を持っていらっしゃるとのこと。法人後見が発達している山形市もやはり法人後見から先に取り組むという方向性だったので、その流れというのは現実的な流れじゃないかと思う。

また、現に市民後見人として活躍している人たちの、待機している人、第三者後見人を目指している方についての実務の機会として、法人後見実施団体に派遣するなり、経験を積んでもらうなど、そういった仕組みをつくってもらいたいのではないかなと思うので、ぜひ、進めていただければ。

(社会福祉士会 谷川委員)

各委員の皆様からの意見は本当にそのとおりで、これから後見人養成と一言で言っているが、非常に多くの要素を考えなければならぬ。それを県が今後どういう方向でどのように養成、あるいは育成をしていくかという方針を立てる段階で、部会を立ち上げたいという意向だったと認識している。

その中で、三春町や基幹相談支援センターから、やはり自治体規模の小さいところで実施するのは難しいとお話があったが、そういった意味で県として、市町村単位ではなくて圏域をつくりながらやっていくのか、その圏域は、家庭裁判所の管轄にするのか、保健福祉圏域にするのか、そういったことも併せて、今後、部会の中で検討しながら、実現可能性のある養成研修とフォローアップ体制の構築を。

名簿登録も、市民後見人の登録を、市町村から委託を受けた市町村社協が行っている自治体もあれば、県全体で市民後見人の名簿登録をしているというところもある。そこは、県の広さとか、あと県内でどれだけ活発に法人後見がやられているのか否か、様々な状況を反映した上での選択だと思うので、これからその面も含めて、検討要素としてやっていかなければならないなと感じている。

本日、皆様それぞれの立場から意見を伺い、思ったことは、この県の協議会としては、県として方針を立てなければならないで、私どもいわゆる専門職と言われる立場の者も、実は家庭裁判所から推薦依頼を頂いて推薦できる人間が潤沢にいるわけではなく、1人で何件も受けて、これ以上は受任が難しいという実情はある。そこを補うというだけの意味ではないが、いわゆる地域共生社会づくりの中で市民が支えていけるようにするために、どうしていくかということ協力をしながら、考えていきたいと思う。

また、各委員の皆様から、自分たちはまだ成年後見制度のことがよく分からない、説明することも難しいという意見を頂き、本当にそのとおりで思ったが、皆様から頂いた意見の中で、市町村ごとに整備している中核機関の役割がまさに明確になったと感じた。広報啓発という活動をしっかりやっていくことであったり、あるいはチーム形成、後見人がついたからといって後見人だけで支えられることはしてないわけで、支援される皆様とどうやってチームを形成し、意思疎通のできるチームをつくっていくのかということも、中核機関に与えられている重要な役割。その機能をしっかり果たしていただくということが大事であり、世話をしている側の思いで物事を決めるのではなく、今、意思決定支援というのがいかに重要かということは言われているため、その研修も、県から委託を受けて県社会福祉士会が行っているが、もっと幅広くやっていかなければならないと思っている。

そういった研修もそれぞれの団体の皆様が、市町村単位というくくりではなくて、当事者団体とか、あるいは専門職団体など、そういったところで研修を企画いただき、私ども、日頃からそういうお伝えする役割を担っているため、講師などの協力の依頼を頂ければ、お伺いすることは十分可能なので、ぜひ皆様の団体の中で、会員が正しく理解していただくための場を作っていただくということをぜひお願いしたい。